
令和2年度
教育委員会の事務の
管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

令和2年12月
高知市教育委員会

■ はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、平成20年度から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については、議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。この点検・評価を義務付けた法改正の目的は、それぞれの教育委員会が効果的な教育行政を推進し、市民に対する説明責任を果たしていくことにあります。

高知市教育委員会では、この趣旨を踏まえ、本年度に教育委員会が行った事務を振り返りつつ、検証を重ね、報告書としてまとめました。

本年度の点検・評価につきましては、「学力向上対策」、「不登校対策」、「GIGAスクール構想推進事業」の3項目で点検・評価を行うこととしました。

点検・評価の過程を通じ、課題となった事柄については、翌年度以降の施策展開に生かし効果的な教育行政に努めていきたいと考えます。

市民の皆様方には、この報告書をご一読いただき、ご意見をお寄せいただければ幸甚に存じます。

最後になりますが、報告書の作成に当たり貴重な助言をいただいた高知大学大学院総合人間自然科学研究科教職実践高度化専攻専攻長の柳林信彦氏と元高知市教育委員会教育次長の依岡雅文氏に深く感謝申し上げます。

高知市教育委員会

教育長 山本正篤

《 参 照 》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

■ 事務の管理及び執行の状況の点検・評価について	1～2
【対象事務1】学力向上対策	
～学力向上推進室の取組の更なる充実～	3～10
○ 点検・評価委員の意見・提言への対応	6～9
○ 個別事務事業の点検・評価シート 学力向上アクティブ・プラン ～学力向上推進室の取組の更なる充実～	10
【対象事務2】不登校対策	
～組織的な支援体制の構築と 教育支援センターの取組の充実～	11～19
○ 点検・評価委員の意見・提言への対応	14～17
○ 個別事務事業の点検・評価シート 不登校支援担当者会（全校）及び 不登校担当教員連絡会（10校）の取組	18
教育支援センター事業	19
【対象事務3】GIGAスクール構想推進事業	
～高知市立学校（小・中・義務教育・特別支援学校） におけるICT機器の整備について～	20～27
○ 点検・評価委員の意見・提言への対応	22～26
○ 個別事務事業の点検・評価シート GIGAスクール構想推進事業	27
■ 点検・評価委員からの意見等	28～33

■ 事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、都道府県，市区町村を問わず，全ての教育委員会には，その教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い，その結果に関する報告書を作成して，議会に提出し，また公表することが義務付けられています。

高知市教育委員会では，平成20年度から点検・評価を行い，業務の改善を図っています。

2 対象年度

点検・評価の対象となる年度については，前年度又は当年度のいずれでもよいとされています。高知市教育委員会では，この点検・評価を単なる評価にとどまらせることなく，「計画」－「実施」－「評価」－「見直し」の一連の業務サイクルとして捉え，事務の改善につなげ，次年度の施策に反映させるため，対象年度を当該年度分とし，点検・評価を行いました。

3 項 目

点検・評価を行う項目については，全ての事務に対して行うことは難しいため，令和2年度の教育施策の重点課題として「学力向上対策」，「不登校対策」，「GIGAスクール構想推進事業」の3項目の点検・評価を行うこととしました。

その他の事業については，翌年の市議会9月定例会に決算の認定議案と併せて提出している主要施策成果報告書を基にご意見をいただきたいと考えています。

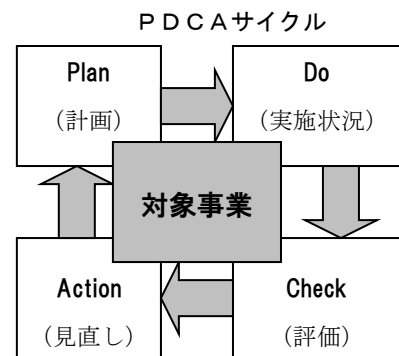
4 点検・評価の方法

(1) 概要

点検・評価の方法は，対象項目をそれぞれの事業レベルにまで分け，事業の成果や課題を挙げて，達成度と方向性を評価しました。

具体的には，各事業の達成度を「AA」，「A」，「B」，「C」，「D」の5段階（別表①参照）で評価することとし，各事業の方向性を「a」，「b」，「c」の3段階（別表②参照）で評価することとしました。

この事業ごとの評価結果を基に，改めて点検・評価対象事務の取組全体を評価（別表③参照）し，翌年度への見直しにつなげることをとしています。



別表① 「各事業の達成度」

達成度	定性的内容	定量的内容
A A	目標を大幅に上回る成果を挙げている。	達成水準に対して120%以上の成果を挙げた。
A	目標を上回る成果を挙げている。	達成水準に対して110%以上の成果を挙げた。
B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。	ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を挙げた。
C	目標どおりの成果に至らない見通しである。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

別表② 「各事業の方向性」

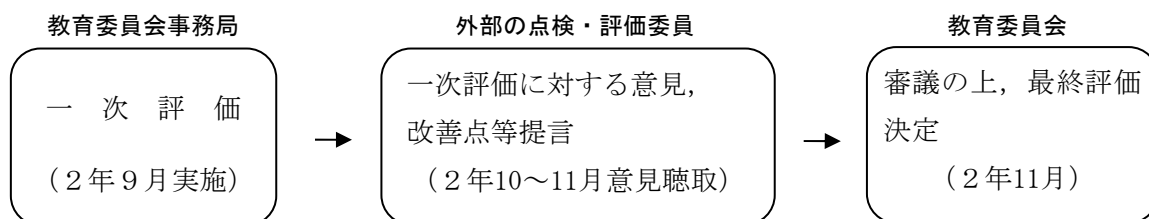
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	事業の抜本的な見直しが必要である。

別表③ 「点検・評価対象事務の全体評価」

内 容
対象事務の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
対象事務の各事業の進捗に遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
対象事務の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。

(2) 具体的な点検・評価の手順

点検・評価の手順は、まず教育委員会の事務局において、個別の事務事業について一次評価を行いました。この一次評価を基に、外部の点検・評価委員2名からの意見や提言を踏まえ、教育委員会が最終評価を決定しました。



(3) 点検・評価委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、下記の2名の方に事務の点検・評価委員をお願いしました。

いただいた意見等は28ページ以降に掲載しています。

氏 名	役 職 等
柳 林 信 彦	高知大学大学院 総合人間自然科学研究科 教職 実践高度化専攻 専攻長
依 岡 雅 文	元高知市教育委員会教育次長

学力向上対策

～学力向上推進室の取組の更なる充実～

本市では、全国学力・学習状況調査の初年度である平成19年度の調査結果を受け、平成20年度を「授業改革元年」とし、平成24年度からは「学力対策第二ステージ」と位置付け、学力対策と生徒指導対策を両輪として、学力向上に取り組んできた。

「学力向上対策」については、平成20年度から平成24年度までの間、教育委員会事務の点検・評価の項目として取り上げ、平成25年度には学力向上対策の重点的な取組として、「高知チャレンジ塾における学習支援の充実」と、「就学前教育の推進」の2項目に絞って点検・評価を行った。

また、平成27・28年度においては、これまで点検・評価において「学力向上対策」事業の一つとしていた「幼児期の教育と小学校教育の連携」を重点的な取組として特化し、「保幼小連携教育の推進」について点検・評価を行った。

全国学力・学習状況調査における本市の結果は、小学校においては全国平均レベルを維持しているものの、目標とする全国トップレベルには至っておらず、中学校においても改善傾向ではあるが、目標である全国平均レベルには至っていない。こうしたことから、「学力対策第二ステージ」の最終年度となった平成29年度からの4年間において「学力向上アクティブ・プラン」を展開し、これまでの取組を継承しつつ、学力向上対策の更なる充実を図ってきた。

「学力向上アクティブ・プラン」の最終年度となる令和2年度においては、平成30年度に設置された「学力向上推進室」による学校への指導支援体制の更なる充実があげられる。本市の喫緊の課題である教員の指導力向上や児童生徒の学力向上において、学力向上推進室の学力向上推進員や指導主事が中心となり、成果の表れていない学校への重点的な支援により学力の底上げを図る取組を推進することで、本市が目標としてきた小学校は全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校は全国平均レベル（全国平均正答率比100）を目指している。

学力向上 *Active* アクティブ・プラン 平成29年度～平成32年度（抜粋）

Active 1

各事業のRPDCAサイクルを確立し改善を図る

これまで以上に機動性をもって指導できる体制を強化するための学力向上推進室を設置して学校訪問と進捗管理を行う。
学びの羅針盤（授業づくりハンドブック）及び授業アイデア例等の活用と実践

Active 2

各校の状況分析及に必要な手立ての提案

学力向上総括専門官を招へいし、指導主事等との訪問指導により、各校の状況分析及に必要な手立てを提案する。特に、算数・数学を核とした授業改善を推進し、その取組を高知市全体に普及することで学力の向上につなげる。

Active 3

新学習指導要領の理解と教育課程の編成

新しい時代を切り拓いていく資質・能力の育成を目指して、新学習指導要領の理解を深め、移行期の取組を推進するために、教育課程に関する研修や学校訪問を実施する。また、カリキュラム・マネジメントモデル事業や教育課程拠点校事業を継続し、取組の改善・拡充を図る。

学力向上推進員による学校経営計画に関する訪問（1校当たり年間4回）と、初任者の育成への支援訪問（一人当たり年間5回）を継続して行う。
指導主事による「学びの羅針盤」や「授業アイデア事例集」に加え「教育課程を活かす能力ベースの授業づくり」を活用した具体的な授業づくりや授業改善への指導支援の更なる充実を図ることで、教員の指導力の一層の向上を図る。

研究事業の最終年度となる指定校（潮江東小）と、本年度から対象教科等が拡大された拠点校（小学校6校、中学校4校）に対して、高知県教育委員会学力向上総括専門官を中心に、教材研究や授業研究を通して、新学習指導要領の目指す授業づくりや授業改善の方向性について、引き続き具体的な指導・助言をいただく。また、各校の取組を広く普及するために、その内容をホームページ等で紹介する取組も継続する。

小学校は全面実施、中学校は次年度の全面実施に向けて移行期間の最終時期を迎えた令和2年度においては、新学習指導要領の趣旨を、教材研究や授業研究を通じて一層の普及を図り、子どもたちに育成すべき資質・能力を育むための授業づくりを一層推進していく。
また、学校運営への指導助言等を通じて、組織的なPDCAサイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの充実を図る。

1 計 画

(1) 目標

全国学力・学習状況調査において、小学校は全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校は全国平均レベル（全国平均正答率比100）を目標としてきた。令和2年度は同調査が中止となったため、高知県学力定着状況調査における全国平均正答率比において、同様の目標値を設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等の影響により、年度当初十分に行うことができなかつた学力向上推進室の指導主事等による学校訪問回数が昨年度並みとなるよう積極的に行っていく。

(2) 目標設定の理由

平成29年度から4年間の「学力向上アクティブ・プラン」を展開しており、本年度が最終年度となる。平成31年度の全国学力・学習状況調査では、小学校においては全国平均レベルを維持しているものの、目標とする全国トップレベルには至っておらず、中学校においても目標である全国平均レベルには至っていない。これまでの取組を検証し、学力向上対策の更なる充実を図っていく必要がある。

(3) 対象事務の現状

平成31年度全国学力・学習状況調査では、小学校については全国平均レベルを維持していると言える。

中学校については、平成19年度の調査開始当初から見れば改善傾向にあるものの、依然として全国平均を下回る厳しい状況であり、各学校の課題に応じた着実な取組が求められる。

2 実施状況（令和2年度）

■令和2年度学力向上対策における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
学力向上アクティブ・プラン ～学力向上推進室の取組の更なる充実～	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（令和2年度）

評価

対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。

学力向上推進室の学力向上支援員や指導主事等の訪問指導による授業改善を中心とした学力向上の取組を引き続き推進していく方向性は良いと判断する。

こうした取組により、教員の授業力向上のための実践研究の仕組みが、学校に定着しつつあることは評価できる。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

新型コロナウイルス感染症対策の影響により、例年、成果指標とする「全国学力・学習状況調査」が中止となったが、ここ数年の結果において、小学校については下降傾向にあり、中学校については依然として全国平均を下回る厳しい状況にある。

本市の学力調査の結果においては、全国平均と比して中位層から下位層に占める割合が高く、結果の分析と検証から課題を把握し、各学校に応じた課題解決に向けた取組を着実に推進していくことが求められる。

(2) 改善策の検討

学力向上推進室による校内研究等への定期的な関わりを行うことができた学校については、意欲的に取り組む姿勢が見られるようになったが、継続的に訪問を行うことができていない学校については、十分な指導を行うことができていない。教科会等を通じて授業づくりへの指導助言を行うとともに、評価問題の活用や知識・技能の定着のための取組の徹底により、中位層から低位層の学力の底上げを図っていく。また、各校が作成した学校経営計画に係る学校訪問において、各校の実態に応じた組織的な学力向上のPDCAサイクルが充実するよう指導助言を行う。

本市の学力向上対策は長期的視点で見れば一定の成果が出ているが、ここ数年は「下降」や「停滞」の傾向である。本年度は、平成29年度から進めてきた「学力向上アクティブ・プラン」の最終年度であり、4年間の取組を総括し、各学校の実態に応じた機能的・主体的・組織的な取組を実施するために、次の4年間を見通した新たな学力向上対策の準備を進めていきたい。

また、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等の影響により、年度当初十分に行うことができなかった訪問指導を積極的に行い、新たな学習指導要領の趣旨に沿った教育課程の見直しや課題解決に向けた授業づくりを行うことで、学力向上対策をより充実させていく。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

「全国学力・学習状況調査」の結果から見る高知市の児童生徒の学力状況は、小学校においては、算数は全国平均を上回る状況であるが、国語はここ数年下降傾向にあり、平成31年度調査においては、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の4つの領域全てにおいて、全国平均を下回る結果となっている。中学校については、ここ数年において横ばいの状況にあり、国語、数学共に、いまだ全国平均には至っていない。しかしながら、調査開始当初の状況と現状の比較において学力水準は着実に向上しており、評価委員からは「本事業の方向性は正しいものである」との高い評価をいただいた。一方、これまでの平均点による評価に加えて、標準偏差による分析についても意見をいただいたことから、今後多面的な評価の導入を進めていく。

また、学力課題の改善と併せて、令和2年度に小学校で全面実施となり、中学校では令和3年度の全面実施に向け移行期の最終年度となった新学習指導要領において求められる子どもたちに育成すべき資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりの推進が求められる。

さらに、本市においては、近年の管理職、また、同世代のベテラン教員の退職の増加に伴い、若年教員が増加しており、学校の組織的な運営や教員の授業力向上について、指導支援体制をより強化する必要がある。

こうした課題に対応していくために、平成30年度に「学力向上推進室」を設置し、学校への指導支援体制を強化した。学力向上推進室による、学校運営や初任者育成に対して支援を行う学力向上推進員（スーパーバイザー）と、授業改善に対して指導・助言を行う指導主事による学校への訪問指導等に重点をおいた取組は、学力向上における中心的な役割を担うものであり、学力向上対策の一層の推進を目指している。

以下、いただいた6つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 学力向上推進室の活動から得られた各学校の特徴、取組事例、児童生徒の学力水準に関する分析結果等のデータベース化及び情報共有

【提言①に対応する取組】

学力向上推進員による、「学校経営計画」に係る訪問（1校につき年間4回）及び初任者育成に係る訪問（一人につき年間5回）については、訪問記録をデータ化し、蓄積することで、常に現状や変遷を確認することができている。また、各種学力調査等の結果についても蓄積されており、加えて、学校への支援訪問も含めた様々な情報を集約しデータベース化することは、学校支援において有効なものとする。学力向上推進室では定期的な情報共有の場を設定し、こうした情報を基に、各校の実情を多面的に捉えることで、効果的な訪問指導等につなげている。

今後においても、様々な情報の集約を図るとともに、これまでの情報も有効に活用したい。

提言② 提言①のデータベースやその分析等から得られた知見に基づく各学校の状況と特徴に応じた効果的できめ細やかな支援の拡充

【提言②に対応する取組】

学校経営計画や初任者育成に係る訪問における指導・助言等の内容や評価、また、授業づくりや教員の指導力の向上に係る研究推進における学校の進捗状況や課題等の情報を共有することは、継続した訪問指導における指導助言等の質的向上につながると考える。学力向上推進室の訪問指導は、学校の組織的な学力向上の取組の質的向上を目指しており、多様な視点・観点による情報や評価等を生かし、P D C Aサイクルによる改善策の実施等について、支援の更なる拡充を図っていききたい。

提言③ 学力の定着状況について、標準偏差により分析することの検討（平均値とは違った観点からの分析）

【提言③に対応する取組】

学力調査等の結果を生かし、各学校の実態に応じた効果的な学力向上支援策を講ずるにおいて、多様な観点とその結果の関連付けによる分析は、その有効性を高めることにつながる。

ご指摘の「標準偏差」により、平均値は同じであっても数値の分布の様態の違いが分かることから、取るべき対策は異なってくる。また、学校全体の傾向に対する改善策と、自校採点等により把握する児童生徒一人一人のつまずきに応じた指導の在り方は、同じものとはならない。

このようなことから、学力調査の結果等を多面的に分析することにより、学校全体の傾向や児童生徒の個々の状況の詳細を把握し、I C Tの活用なども含めた効果的な支援等を行っていききたい。

提言④ 学力向上対策の取組内容について、学校と共通理解を図ることの必要性

【提言④に対応する取組】

全国学力・学習状況調査における、国語や算数・数学などの教科に関する調査の結果については、分析から明らかになった課題と対策等の情報を、校長会等を通じて提供するとともに、要請を受けた学校に対しては指導主事等が訪問し、学校個別の結果分析を基に実態に応じた具体的な課題改善のための取組の方向性を

明示している。学力向上推進室の学校への延べ訪問回数は、令和元年度において3,000回を超えており、こうした継続的な訪問により、学力向上推進室が中心となって進める学力向上の取組について、学校の理解や進捗の状況を把握し、情報共有することで、効率的・効果的な支援等を検討していきたい。

また、継続した訪問指導につながっていない学校については、高知市教育委員会と校長との面談や、学力向上推進員の学校経営や授業づくりへの指導助言等を通じた学力向上対策の取組内容の理解を、学年単位や教科単位へと広げることで、学校の組織的な授業改善の研究推進への継続的な支援につなげていきたい。

提言⑤ 事業のねらいと方策について、学校と共有化を図ることの必要性

【提言⑤に対応する取組】

平成29年度から4年間の取組を進めてきた学力向上対策「学力向上アクティブ・プラン」では、主として授業改善や教員の資質・指導力の向上を通して児童生徒の学力向上を図ることで、小学校は全国トップレベル（全国平均正答率比105）、中学校は全国平均レベル（全国平均正答率比100）を目指してきたが、目標達成には至っていない。

しかしながら、取組の中で成果の表れた学校も多くあり、そうした学校に共通する特徴である「学校長のリーダーシップのもと、学力向上推進室の訪問指導を自校の課題解決のために積極的に受け入れ、活用し、教職員が一体となって組織的な授業改善に取り組む姿勢」を、学校の研究推進等への関わりの中で醸成に努めている。こうした中、学校長同士が自主的に、成果の表れている他校の取組を積極的に学ぶ活動も生まれている。

課題解決に向けた具体的な授業づくり等に関して、これまでに蓄積された指導の手法等を指導主事が共有し、学校の受け止めや効果等の検証（振り返り）を基に改善を加え、活用していきたい。

提言⑥ 課題対応への横の連携の必要性

【提言⑥に対応する取組】

全国学力・学習状況調査における、国語や算数・数学などの教科に関する調査とともに、児童生徒や学校に対する生活習慣や学校環境に関する「質問紙調査」が実施されている。この質問紙調査では、家庭学習や生活の習慣等についての質問が設定されており、教科に関する調査結果との相関の分析から、児童生徒の学力と密接な関係にあることが明らかになっている。

今回の対象事業である不登校支援の充実やICT活用の環境整備等についても、学習や生活の環境や習慣等に影響するものであり、学力向上対策を含めた広い分野において効果の波及が期待されることから、相互の連携は重要である。

このため、現在、高知市教育委員会で令和3年度に向けて「機構改革」の準備を進めており、その中で様々な課題に対応することのできる組織体制についても検討していく。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 学力向上対策】

事業名	学力向上アクティブ・プラン ～学力向上推進室の取組の更なる充実～		担当課	学校教育課
1 事業の目的 ・概要等	【事業の目的】 小・中・義務教育学校に対して、授業改善による学力向上や、学校経営における目標達成のための学校運営への助言等を、学校訪問等を通して計画的、継続的に行っていくことを目的とする。			
	【事業の概要】 「学びの羅針盤」及び「授業アイデア事例集」を活用した、指導主事等による具体的な授業づくりへの指導助言等により、教員の資質・指導力向上を図り、子どもたちの学力向上を目指す。 学習指導要領の趣旨を教材研究や授業研究を通じて普及し、子どもたちに育成すべき資質・能力を育むための授業づくりを推進していくとともに、組織的なPDCAサイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの充実を図る。			
	【達成すべきレベル】 (1) 高知県学力定着状況調査（全国平均正答率比） 小学4・5年生（国・算）105 中学1・2年生（国・数）100 (2) 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等の影響により、年度当初減少した学力向上推進室の指導主事等による訪問回数を、昨年度並みとする。			
2 成果	(1) 令和元年度高知県学力定着状況調査（全国平均正答率比） 小学4年生〔国101 算107〕 小学5年生〔国102 算110〕 中学1年生〔国96 数89〕 中学2年生〔国95 数85〕 (2) 学力向上推進室の指導主事による学校訪問回数（新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間を除く6月～8月の訪問延べ回数） 昨年度 548回 → 本年度 594回（+46回）			
3 課題等	新型コロナウイルス感染症対策の影響により、例年、成果指標とする「全国学力・学習状況調査」が中止となったが、ここ数年の結果において、小学校については下降傾向にあり、中学校については依然として全国平均を下回る厳しい状況にある。 本市の学力調査の結果においては、全国平均と比して中位層から下位層に占める割合が高く、結果の分析と検証から課題を把握し、各学校に応じた課題解決に向けた取組を推進していくことが必要である。			
4 今後の取組	各校の学力の課題や取組の実情を基に、授業づくりや学校経営への指導助言を行うとともに、学習の定着度等を把握するための評価問題の活用や、知識・技能の定着のための取組の徹底により、中位層から低位層の学力の底上げを図り、課題解決に向けた取組を推進していく。			
5 評価	達成度	方向性	評 価 内 容	授業力向上のための実践研究の仕組みが学校に定着しつつある。訪問指導による授業改善の取組や学校経営への指導助言を引き続き行っていく。
	B	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

不登校対策

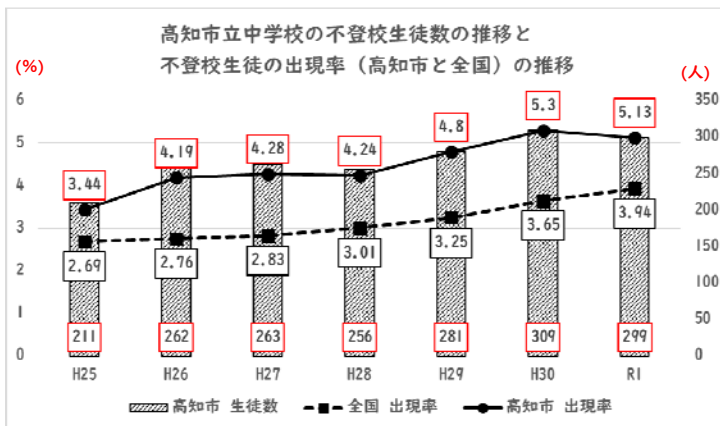
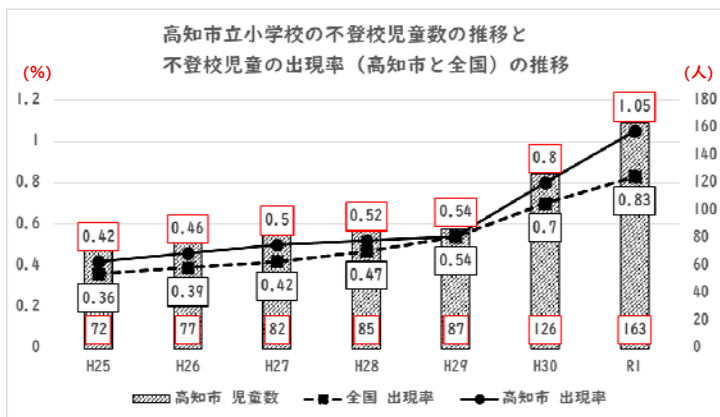
～組織的な支援体制の構築と教育支援センターの取組の充実～

高知市における長期欠席・不登校児童生徒の状況は、小学校等においては人数及び出現率ともに増加傾向にあり、特に、平成30年度からの状況には、厳しいものがある。

中学校等においては、令和元年度には減少したものの、全国の出現率と比べると高い割合を示しながら推移しており、「不登校対策」の充実が喫緊の課題と考える。

また、令和元年10月に文部科学省から通知された「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中に、「不登校が生じないような学校づくり」や「不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実」、そして「不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保」とあるように、児童生徒の状況に応じて、学校内外での相談・支援を充実させることが求められている。

このことから、本市においては、児童生徒の状況に合わせた不登校対策として、全ての児童生徒を対象とした「魅力ある学校づくり」の取組、登校が安定しない児童生徒を対象とした「未然防止、早期発見・早期対応の取組」、そして不登校状態の児童生徒を対象とした「自立に向けた支援の充実」に関する取組を、人権・子ども支援課不登校対策アドバイザー並びに教育研究所教育相談班及び教育支援センターが連携して進めている。



令和2年度 高知市の不登校対策の取組

令和2年7月19日
高知市教育研究所作成

対象	全ての児童生徒	登校が安定しない児童生徒	不登校状態の児童生徒
<p>対策のポリシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校での魅力ある（不登校を生じさせない）学校づくり <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止に向けた開発的・予防的生徒指導の充実 ・学級経営の充実（Q-Uアンケートやあったかアンケートの活用） ・主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進 市教委発行のハンドブック等の効果的な活用 <ul style="list-style-type: none"> 「魅力ある学校づくり」の取組を支援するために、教育委員会が、「今、学校に求められる生徒指導の『3つの力』」や、「学級経営ハンドブック（小学校・中学校）」、「学びの羅針盤」を作成、配付した。 学級集団や児童生徒の実態の把握 <ul style="list-style-type: none"> 「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」や「あったかアンケート」を活用して、学級集団や児童生徒の様子を見取り、人間関係づくりの活動や、状況によっては、早期に個別支援を行う。 不登校支援ハンドブックの作成への取組 <ul style="list-style-type: none"> 学校に若年教員の占める割合が高く、学級経営や不登校の子どもの支援で苦慮している状況が多く見られている。そのような中、不登校の予防・初期対応の重要性、不登校の状態から自立を目指す支援など、幅広い内容を、専門家の意見も踏まえ、ハンドブックにまとめた、全ての教職員に配付する。（令和2年度発行予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ○未然防止、早期発見・早期対応の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援委員会の効果的な運用 ・学校配置SCやSSW等を含めた「チーム学校」での取組 ・不登校担当教員配置校への取組 校内の不登校支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 全ての学校に配置している不登校支援担当者（コーディネーター）として、校内の不登校支援体制を充実させるよう、年3回の研修会（ブリーフミーティングの普及）や中学校の校内支援委員会へ不登校対策アドバイザーや指導主事等が参加し、助言、支援を行う。 不登校担当教員配置校への取組 <ul style="list-style-type: none"> 不登校担当教員（小学校4校、中学校6校に配置）を対象とした年5回の研修会を実施。不登校対策アドバイザー、指導主事等が配置校を訪問し、中学校では校内支援委員会へ参加し、助言・支援を行ったり、小学校では管理職等と体制の構築に向けて協議を行ったりして、学校における組織的な不登校支援を推進する。 不登校対策アドバイザーによる訪問支援 <ul style="list-style-type: none"> 人権・子ども支援課に配置している不登校対策アドバイザーが定期的に学校を訪問し、管理職と学校の組織的な不登校対策について協議し、指導・助言を行う。 スクールソーシャルワーカーの派遣 <ul style="list-style-type: none"> 17名のスクールソーシャルワーカーを中学校区を中心に派遣し、児童生徒を取り巻く背景の課題に対して、家庭や学校、福祉機関や医療機関等に働きかけて、子どもの環境の改善を図る。また、4月派遣を拡充し、切れ目のない支援ネットワークの構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校児童生徒の自立に向けた支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センターの体制強化と機能の充実 ・多様な学びの場の保障 ・相談機能の強化（教育支援センター配置SCの活用） 不登校児童生徒の自立に向けた教育支援センターの相談機能と支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> センター長（新規）、心理の専門家であるスクールカウンセラー、経験豊富な専任教育相談員を配置し、教育相談機能の充実を図り、保護者からの相談対応を充実させるとともに、受け入れた不登校児童生徒一人一人の的確な見立てを行い、支援員等に指導・助言を行うことで、児童生徒の状況やニーズに合った、社会的自立を目指した支援を行う体制の強化を図る。また、学校や教育委員会の各所課と連携し、高知市の不登校対策の中核となって推進する。 教育支援センターへスクールカウンセラーを常駐 <ul style="list-style-type: none"> 学校に配置されているスクールカウンセラーとは別に、教育支援センターに不登校児童生徒の社会的自立に向けた心理的支援や、その保護者等や支援スタッフへの指導・助言を行うために、不登校児童生徒への深いスクールカウンセラーを配置し、不登校に関する相談機能の充実を図るとともに、新体制の強化を図った。 校内型適応指導教室実践モデル校の指定 <ul style="list-style-type: none"> モデル校に在籍する不登校生徒（別室対応や保護室対応の生徒を含む）の学習活動の場を確保し、その教育課程等を調査・研究を行い、効果を検証する。 	

1 計 画

(1) 目標

新規の長期欠席者の出現率を、本年12月末時点で、昨年12月の数値（小学校等：0.55％，中学校等：1.77％）以下にすることを旨とする。（12月末時点では、長期欠席者の出現率が指標となる。）

不登校担当教員（高知県教育委員会が令和2年度から県下で20校（高知市に小学校4校，中学校6校）に加配として配置した不登校支援に当たる教員をいう。以下同じ。）の配置されている10校で、90日以上欠席者のうち、支援ゼロ（学校内外で、専門家の相談・支援を受けていない状態）の児童生徒をなくす。

教育支援センターで支援している中学校3年生及び義務教育学校9年生全員の進路を保障する。

(2) 目標設定の理由

「不登校児童生徒の支援の在り方について」（通知：令和元年10月25日文部科学省）を受け、本市の不登校対策を整理する中で、児童生徒の状況に応じた支援を充実させるようにした。

登校が不安定な児童生徒の早期発見、早期対応を行うことができるよう、校内支援委員会を充実させることで、新たな不登校者（前年度の欠席数が30日以内の者をいう。以下「新規者」という。）の出現を抑制する。また、教育支援センターの支援体制の強化を図ることで、不登校状態の児童生徒に学びの場を保障する。

(3) 対象事務の現状

高知市の不登校児童生徒の出現率は、全国と比べて、小、中学校とも高い状態である。また、不登校児童生徒のうち、新規者は、中学校1年までの各学年で、それぞれ5割強を占めている。

校内支援委員会等は、中学校では全ての学校で定期的実施しているが、小学校では、組織的な校内支援委員会は実施できておらず、本年度より、10校（小学校4校，中学校6校）に不登校担当教員が新たに配置された。

教育支援センターで支援している児童生徒等は、直近の5年間で年平均135名であるが、支援の形態を見ると、個別支援が増加し、全体支援が減少している。そのような中、中学校3年生及び義務教育学校9年生の進学率は97.6％（未定者1名）であった。

2 実施状況（令和2年度）

■令和2年度不登校対策における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
不登校支援担当者会（全校）及び不登校担当教員連絡会（10校）の取組	B	a
教育支援センター事業	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

※「不登校支援担当者」とは、平成17年度から高知市が全ての学校に、独自に職務として位置づけ、校内の不登校支援を推進する役割を担っている教員をいう。

3 点検・評価対象事務の全体評価（令和2年度）

評価	対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
-----------	-------------------------------

現時点では小・中学校等を合わせた長期欠席者数が抑制されている。各学校の実態に合わせて、初期対応の体制が整備されるよう校内支援委員会の在り方を協議している。

教育支援センターにおいて、昨年度同時期を上回る支援者数となっている。教育支援センターに早い段階でつながり、適切な支援を提供し、学校復帰できるケースを増やしていきたい。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

小学校において、学校全体の支援を検証していく校内支援委員会を、定期的を実施する体制整備が課題である。

2学期も引き続き、休み始める児童生徒の様子の変化に素早く気付き、適切な早期対応・早期支援を徹底していくことが課題である。

教育支援センターにおいて、全体活動への通所が26名に対し、個別支援は65名と大変多くなっている。個別支援は全体活動終了後にマンツーマンで行う支援であり、スタッフ一人当たりの担当が既に7ケースを超えていたり、支援を行う部屋が不足するなど、支援に支障を来す場面がある。

全体活動に通所している児童生徒の支援において、担当者との信頼関係が基盤になるが、そこに固執し過ぎて子ども同士をつなげる活動に弱さが見られる。

(2) 改善策の検討

指導主事等が各校の校内支援委員会に引き続き参加し、休み始めの児童生徒への対応を確認するとともに、どの児童生徒に対しても担任一人が対応するのではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む複数のチームで支援に当た

るようにしていく。特に小学校は不登校担当教員配置校において、学校全体の支援を検証する校内支援委員会の定期的開催が定着していくよう、働きかけを続ける。

不登校担当教員を対象とした市単独研修を、8月以降に3回実施し、各学校で担当教員が中心となって、不登校児童生徒の柔軟な受入体制の工夫を行うなど、学校における支援体制を構築することができるようにする。

個別の支援数が増えてきている中で、児童生徒一人一人の不登校の背景と現在の状況を見極め、個と全体のバランスのとれた支援内容を検討していく必要がある。

日々の活動の中に、電子黒板等ICT機器を活用した授業を積極的に取り入れ、子どもたちの主体的な学びを保障していく。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を十分に講じた上で、子ども同士の人間関係の構築や達成感を味わうことができるようなふれあい体験学習や研究所まつり、出発式等の行事を実施していく。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、教育研究所の不登校対策について、「チーム学校」として学校全体で取り組むために、校内組織の中核となるコーディネーターを育成し、「新たな不登校を生じさせない」ように取り組むことや、教育支援センターにおいて「自立への支援」にとどまらず、「進路の保障」や「学びの提供」を行うなど、国の指針を踏まえ、本市児童生徒の実態を加味しながら事業展開していることに対しては、不登校支援の基本的な部分へ対応したものとなっているとの評価をいただいた。

一方、現在の取組を発展させ、全ての児童生徒が将来的に自立し、十分に社会参画できるようにするためには、学校教育活動の改善（例えば、学力向上対策事業と連携した魅力ある学校づくりや、一人一人の状況に応じたICTを活用した学習支援等の充実など）や保護者との更なる連携を進める必要があるとのご指摘をいただいた。

以下、いただいた6つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 学校教育活動の改善、保護者との更なる連携等の推進

【提言①に対応する取組】

不登校の支援を充実するということは、子どもたちにとって安全安心で、楽しく学ぶことができる魅力ある環境をつくることと考える。

また、個々の子どもへの支援や対応だけではなく、学校の教育活動全てにおいて「新たな不登校を生じさせない」取組が必要であり、授業改善はもちろんのこと、学級経営や道徳、特別活動等の充実、そして、人権教育の推進やICTの活用、更には学校の環境衛生面や学校給食の改善など総合的な視点からの取組が重要となってくる。

そして、そのことに向けて、高知市教育委員会の各所課がお互いの事業内容に

ついて理解を深め、横の連携を図っていくことが求められていると考える。

例えば、高知市教育委員会内に各所課から選出した委員と有識者等で構成する「高知市立学校ICT活用推進協議会」を設立したが、この中で、不登校対策としてICT機器を活用した学習支援についても協議しながら、各所課の連携した取組を推進していきたい。

また、保護者との連携においては、「教育支援センター『みらい』」のパンフレットを作成し、学校を通して教育支援センターの機能や体制、活動内容等を保護者に紹介し、理解を図っている。

そして、毎月、小学部と中学部が「教育支援センター『みらい』」で、相談受理している保護者を対象とした保護者会を開催し、親同士が不登校の子どもへの向き合い方や進路について話し合う場をもっている。今後は、学校に行きにくい子どもの保護者の悩みを話すことのできる場所として広げていくことを検討していく。

提言② 進路保障の観点からの、指導室数、人員等の条件整備の検討

【提言②に対応する取組】

教育支援センターの目的は、不登校状態にある子どもたちの自立を目指すことであり、そのことに向けて、家庭生活や社会生活において必要な行動を自主的に行うことができる力を育成することで、将来的には、社会人として自立していくことができるようになることである。

そのことを踏まえると、義務教育終了時点での進路保障を確実に行うことは、とても重要であると考えます。

評価委員のご指摘のとおり、個別支援が必要な児童生徒が増加する中、教育支援センターとしては、時間割等を工夫しながら、学力保障を目指すために、基礎学力の定着を図る「授業型学習」の時間数や内容を充実させるよう取り組んでいるが、国の通知においても「多様な教育機会の確保」が求められる中、ハード面の充実も含め、条件整備について検討していく。

提言③ これまでに発行した資料の活用

【提言③に対応する取組】

教育研究所においては、これまで「あったかプログラム」、「学級経営ハンドブック（小学校版）」、「学級経営ハンドブック（中学校版）」、「あったかアンケート」の冊子やアンケートを作成・発行するとともに、定期的に、リーフレット「楽しい学級・学校づくりのために『ラポール』」を発行している。

加えて、令和3年1月には「高知市の子どもたちの未来のために～不登校支援ハンドブック～」を発行予定である。

これらの冊子は全ての教員に配付しているので、各学校における校内研修や学年会、校内支援委員会の際の資料として活用するとともに、個人で必要に応じて冊子を開き、学級経営のヒントを得るためのテキストとなっている。

また、教育研究所が実施している若年研修や生徒指導関係の研修において必携してもらい、研修の中で冊子の活用の方法を紹介したり、冊子に掲載しているエクササイズを実際に体験するなどして、活用を図っている。

評価委員のご指摘のとおり、今後、作成した資料を統合型校務支援システムやグループウェアの共有文書に登録し、教員がいつでも確認できるようにするなど有効な活用の方法について検討し、リーフレット「楽しい学級・学校づくりのために『ラポール』」で広く教職員に周知し、更なる活用を推進したい。

提言④ 学校と連携した不登校対応策の検討

【提言④に対応する取組】

コロナ禍において、子どもたちの不安が増大する中、まず、子どもたちが安心して学校へ登校できるよう、適切な時期に「楽しい学級・学校づくりのために『ラポール』」を発行するなど、先生方が適切な対応ができるように取り組んでいる。

学校と連携して不登校対策に取り組んでいくために、引き続き、中学校の校内支援委員会へ指導主事等が参加し、支援体制づくりや不登校児童生徒の支援について協議するなど、連携して不登校対策を推進している。

また、小学校においては、今年度、不登校担当教員が配置された4校を中心に、学校全体の支援を検証する校内支援委員会が定期的で開催されており、今後の取組を具体的に検討することができるように継続して働きかけていく。そして、4校の取組がモデルになるように、小学校で実践できる校内支援委員会のもち方を発信し、学校と連携した不登校対策の充実に取り組んでいく。

提言⑤ 事業のねらいと方策について、学校と共有化を図ることの必要性

【提言⑤に対応する取組】

教育研究所では、令和元年10月の文部科学省通知（「不登校児童生徒への支援の在り方について」）の内容について、定例校長会で説明し、理解を図った。あわせて、本市の不登校対策については、先の通知に沿って、児童生徒の状況に応じた取組に整理し、周知を図っている。

また、令和2年9月の文部科学省事務連絡（「不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について」）を学校に発信し、今後、整備が推進されるICT等を活用した学習支援や相談支援に向けて、情報提供を行った。

そして、学校のニーズに関しては、指導主事等が校内支援委員会へ参加した際

に把握し、それぞれの学校に応じた支援・助言を行うとともに、継続して訪問する中で、成果と課題を確認し、振り返りを行っている。

教育支援センター事業においては、本年度は当該センターについて説明したパンフレットを作成し、学校や関係機関に配付し、学校や保護者、市民の不登校に関する相談窓口として周知を図った。不登校児童生徒を取り巻く環境が複雑化、多様化する中、当該センターの運営に関して、学校を含む関係機関等と連携し、PDCAサイクルを確立していきたい。

提言⑥ 課題対応への横の連携の必要性

【提言⑥に対応する取組】

高知市教育大綱の目指す学校教育の実現を図るためには、評価委員のご指摘にあるように、「授業力（授業構成・実践能力・児童理解）」の向上はもちろん、児童生徒が安心して学習できる環境整備、また、子どもたち一人一人が学校の楽しさを実感できるような諸活動の充実など、学校教育全体での取組が必要と考える。

高知市教育委員会においては、それぞれの課題解決に向けて、各所課が連携して取り組んでいくことが重要である。

新たな不登校を生じさせないために、学校教育課学力向上推進室は「授業づくり」への指導・助言、また、教育研究所教育相談班は、人権・こども支援課不登校対策アドバイザーと連携しながら、学校訪問や校内支援委員会へ参加することによる校内支援体制の整備に向けた支援・助言を行うことで、未然防止や早期発見・早期対応に向けた取組を推進している。

また、教育研究所教育支援センターでは、少年補導センター児童自立支援教室と連携して、不登校児童生徒の自立への支援を行うとともに、教育環境支援課とも連携し、通所してくる児童生徒へのICT機器の環境整備を図ったり、図書館・科学館課とも連携し、ミニプラネタリウム等における理科学習を行ったりして、学習環境の充実に取り組んでいる。

そのほか、教育政策課では、学校の老朽化したトイレを洋式化し、安心して使用できるトイレを整備するなど、児童生徒のための環境整備に取り組んでいる。

教育環境支援課では、教材としての学校給食を実施するために、地場産品や旬の食材、体験活動で栽培、収穫した食材、学校教育の中で登場する食材等を積極的に活用することで、児童生徒の地域理解や興味関心の推進につなげるとともに、子どもたちの嗜好も取り入れ、給食内容の更なる充実を図っている。

現在、高知市教育委員会では令和3年度に向けて「機構改革」の準備を進めており、その中で様々な課題に対応することのできる組織体制についても検討している。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 不登校対策 】

事業名	組織的な支援体制の構築と教育支援センターの取組の充実 (不登校支援担当者会(全校)及び不登校担当教員連絡会(10校)の取組)		担当課	教育研究所
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 主に登校の安定しない児童生徒を対象とした早期発見・早期対応の取組を充実させ、新たな不登校者(前年度の欠席数が30日以内の者をいう。以下「新規者」という。)の出現を抑制する。</p> <p>【事業の概要】 (1) 全ての学校に配置している不登校支援担当者がコーディネーターとして、校内の不登校支援体制を充実させることができるよう、年3回の研修会(ブリーフミーティング※の普及等)を開催するとともに、中学校の校内支援委員会へ不登校対策アドバイザー、指導主事等が参加し、新規者の出現の抑制に向けて、助言及び支援を行う。(※「ブリーフミーティング」とは、原因を深く追究するのではなく、未来に目を向け解決志向で考え、次の一手が必ず見つかる30分で行う会議のことをいう。) (2) 不登校担当教員(小学校4校、中学校6校に配置)を対象に年5回の連絡会を実施するとともに、不登校対策アドバイザー、指導主事等が配置校を訪問し、新規者の出現の抑制に向けてはもとより、支援ゼロの児童生徒を生まないよう、チーム学校として組織的な支援体制の構築に向けた助言及び支援を行う。</p> <p>【達成すべきレベル】 (1) 新規の長期欠席児童生徒の出現率を、令和2年12月末時点で、令和元年12月の数値(小学校等:0.55%、中学校等:1.77%)以下にすることを旨とする。(12月末時点では、長期欠席児童生徒の出現率が指標となる。) (2) 不登校担当教員配置校において、90日以上欠席不登校児童生徒のうち、支援ゼロ(学校内外で、養護教諭やSC・SSWなど専門家の相談・支援を受けていない状態)の児童生徒をなくす。</p>			
2 成果	<p>令和2年7月末時点で、新規の長期欠席児童生徒の出現率は、小学校等0.08%、中学校等0.36%である。小・中学校等を合わせた6、7月(2か月間)の10日以上欠席者数は、各学校の丁寧な取組により、昨年度より減少している。(昨年度537名、今年度498名) 令和2年8月末現在で、各中学校の校内支援委員会へ、指導主事等が合計100回参加し、指導及び助言を行った。小学校においては、不登校担当教員が配置された4校を中心に、指導主事等が令和2年8月末現在で合計24回訪問し、校内支援委員会に参加し、組織的な支援委員会の在り方について協議を行った。 不登校担当教員配置校において、令和2年7月末時点で、30日以上欠席者のうち、支援ゼロの児童生徒は、小学校等1名、中学校等11名である。学校内で担任や他教員を中心とした支援を行っているケースや、保護者の考え方によりなかなか会うことができず、関係機関に相談しながら本人に会うことができるよう努力しているケースがある。また、各学校において、不登校児童生徒の柔軟な受入体制の工夫が行われている。今年度に入ってから、新たに学校体制として別室を開設しようと準備を始めた学校もある。</p>			
3 課題等	<p>小学校において、学校全体の支援を検証していく校内支援委員会を、定期的実施する体制整備が課題である。 2学期も引き続き、休み始める児童生徒の様子の変化に素早く気づき、適切な早期対応・早期支援を徹底していくことが課題である。</p>			
4 今後の取組	<p>指導主事等が各校の支援委員会に引き続き参加し、休み始めの児童生徒への対応を確認するとともに、どの児童生徒に対しても担任一人が対応するのではなく、SC、SSWを含む複数のチームで支援に当たるようにしていく。特に小学校は不登校担当教員配置校において、学校全体の支援を検証する支援委員会の定期的開催が定着していくよう、働きかけを続ける。 不登校担当教員を対象とした市単独研修を、8月以降に3回実施し、各学校で担当教員が中心となって、不登校児童生徒の柔軟な受入体制の工夫を行うなど、学校における支援体制を構築することができるようにする。</p>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	現時点では小・中学校等を合わせた長期欠席者数が抑制されている。各学校の実態に合わせて、初期対応の体制が整備されるよう校内支援委員会の在り方を協議している。
	B	a		
(参考)	達成度	定性的内容		定量的内容
本事業の 評価基準	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： 不登校対策 ｝

事業名	組織的な支援体制の構築と教育支援センターの取組の充実 (教育支援センター事業)		担当課	教育研究所
1 事業の目的 ・概要等	【事業の目的】 不登校状態の児童生徒を対象として、自立に向けた支援を充実させ、進路の保障を行う。			
	【事業の概要】 不登校支援の実践家であるセンター長、心理の専門家であるスクールカウンセラー及び経験豊富な専任教育相談員を配置し、教育相談機能の充実を図り、保護者からの不登校に関する相談対応を充実させるとともに、受け入れた不登校児童生徒一人一人の的確な見立てを行い、支援スタッフに指導及び助言を行うことで、児童生徒の状態やニーズに合った社会的自立を目指した支援を行う体制の強化を図る。			
	【達成すべきレベル】 教育支援センターで支援している中学校3年生及び義務教育学校9年生全員の進路を保障する。			
2 成果	<p>教育支援センターを市民や高知市立学校、関係機関等に周知するためのリーフレット「高知市教育研究所 教育支援センター『みらい』」を作成した。</p> <p>教育支援センターでは、令和2年8月末時点で147名の支援を行っている。</p> <p>不登校の背景にはそれぞれ違った要因があり、専門的なカウンセリングが必要な場合には適宜常駐のカウンセラーによるカウンセリングを行っており、効果をあげている。</p> <p>令和2年7月に実施したふれあい体験学習への参加は小学部5名、中学部12名で行事に参加できる児童生徒の数も増えてきている。</p> <p>令和2年8月26日に、中学部の生徒及び保護者を対象に高等学校説明会を実施し、生徒27名、保護者26名、スクールソーシャルワーカー11名の参加があった。直接高等学校の教員から話を聞いて、正確な情報を得ることができ進路を考える上で大変参考になった。保護者からも好評であったので、来年度以降拡充して開催していきたい。</p>			
3 課題等	<p>全体活動に通所している児童生徒が26名なのに対し、個別支援を行っているものが65名と大変多くなっている。個別支援は全体活動終了後にマンツーマンで行う支援であり、スタッフ一人当たりの個別支援の担当が既に7ケースを超えていたり、支援を行う部屋が足りなかったりするなど、支援に支障を来す場面がある。</p> <p>全体活動に通所している児童生徒の支援において、担当者との信頼関係が基盤になるが、そこに固執し過ぎて子ども同士を繋げる活動に弱さが見られる。</p>			
4 今後の取組	<p>支援数が増えてきている中で、児童生徒一人一人の不登校の背景と現在の状況を見極め、個と全体のバランスのとれた支援内容を検討していく必要がある。</p> <p>日々の活動の中に電子黒板等ICT機器を活用した授業を積極的に取り入れ、子どもたちの主体的な学びを保障していく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を十分に講じた上で、子ども同士の人間関係の構築や達成感を味わうことができるようなふれあい体験学習や研究所まつり、出発式等の行事を実施していく。</p>			
5 評価	達成度	方向性	評 価 内 容	昨年度同時期を上回る支援者数となっている。教育支援センターに早い段階でつながり、適切な支援を提供し、学校復帰できるケースを増やしていきたい。
	B	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

対象事務3

G I G A スクール構想推進事業

～高知市立学校（小・中・義務教育・特別支援学校）における
I C T 機器の整備について～

「G I G A スクール構想の実現」が、令和元年12月に国から示され、本市においても、高速大容量通信ネットワーク（校内LAN）及び児童生徒一人1台の端末整備の2点を目指し、これまでのI C T 機器の整備を含めながら進めている。

「G I G A スクール構想の実現」による整備期間について、当初は、令和2年度から令和5年度までとしていたが、新型コロナウイルス感染症対策に併せ、令和2年度中の整備として加速されたことから、整備スケジュールの見直しをはじめ、機器の調達やそのための予算確保等に努めながら、令和3年度の早期に整備が完了するよう進めているところである。

また、I C T 環境の整備後における、I C T を活用した教育活動をこれまで以上に推進する必要があることから、新たに「高知市立学校I C T 活用推進協議会」を設置し、本市が独自に進めている、電子黒板やデジタル教科書の整備と併せて、I C T を活用した新たな学びのスタイルを提案していくこととしている。

1 計 画

(1) 目標

ネットワーク整備は令和2年度内に100パーセント完了し、タブレット端末整備は令和3年6月末までに完了する。

「高知市立学校I C T 活用推進協議会」を令和2年度中に5回程度開催し、令和2年度末までに、（仮称）「高知市立学校I C T 活用事例集」を発行するとともにホームページ上で公開する。

(2) 目標設定の理由

「G I G A スクール構想の実現」によるネットワーク整備や児童生徒一人1台のタブレット端末の整備に加え、本市独自の事業として、全普通教室への電子黒板の整備及びデジタル教科書（指導者用）を整備することで、I C T に係るハード面の整備はほぼ完了することとなる。今後は、学校教育におけるI C T 活用を推進するため、教員の資質・能力向上が課題となることから、本市における支援及び推進の体制や新たな研修を打ち出す必要がある。

(3) 対象事務の現状

「G I G A スクール構想の実現」によるネットワーク整備は、7月下旬にモデル校2校での整備を進め、全校展開につなげていく。

また、児童生徒一人1台のタブレット端末の整備は、令和元年度3月補正、令和2年度5月補正に加え、令和2年度7月補正により、児童生徒及び教員用端末用として、計22,376台の調達に向け、準備が進んでいる。

「高知市立学校ICT活用推進協議会」については、令和2年7月30日に第1回の会議を開催し、本推進協議会の意義と、今後の方向性等について協議し、共通理解を図った。

2 実施状況（令和2年度）

■令和2年度GIGAスクール構想推進事業における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
GIGAスクール構想推進事業	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（令和2年度）

評価	対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
----	-------------------------------

「GIGAスクール構想推進事業」におけるハード面の整備は、令和2年度に始まり、令和3年6月末までの完了を目指し、各整備業者、納入業者との進捗管理等の会議を開催し、順調に整備されている。

また、整備後の学校現場におけるICT活用を推進するため、積極的な事例の発信や研修の開催など、「高知市立学校ICT活用推進協議会」において具体案を検討する。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

高速大容量通信ネットワーク整備は、令和2年度に完了するよう進捗管理が必要である。

児童生徒一人1台タブレット端末の整備は、予算確保の時期が異なることから、2回に分けての契約となるため、導入する端末の機種をそろえ、端末の動作確認までを含めて令和3年6月末までに完了させることが必要である。

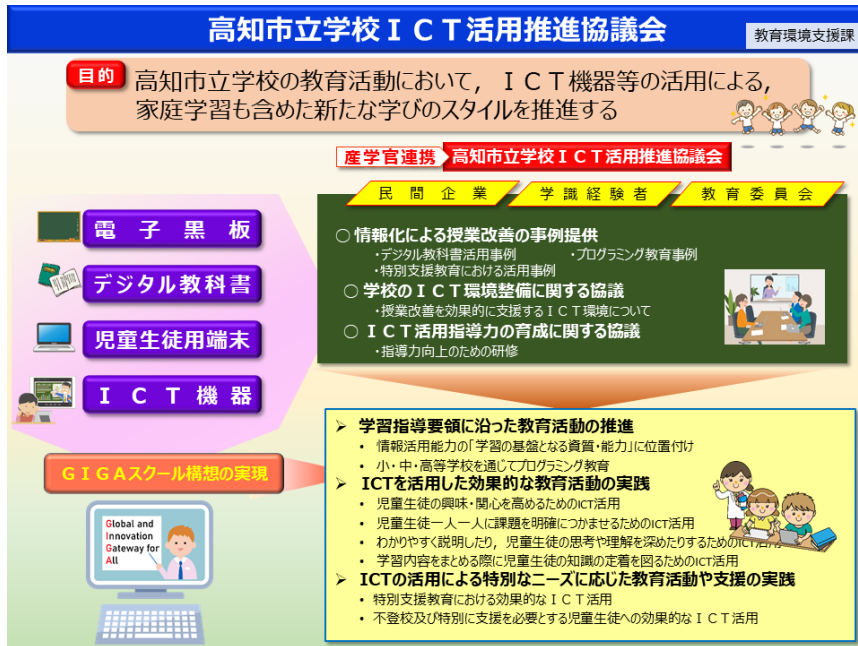
ICT機器の操作や授業等への活用を苦手とする教員がいる中で、学校全体としての取組が進まない現状もあることから、ICT活用指導力を高めるために、教員の育成や幅広い支援が急務である。

(2) 改善策の検討

整備されたネットワークやタブレット端末の活用による教育活動が、支障なく、常に安定した状況で行われているか等の状況把握を行うとともに、機器の更新等を含め、ICT環境の維持管理に努める。

令和3年度の早期に、ICT環境が全て整うことから、ICTを活用した教育活動

が日常的に実践できるようにするため、「高知市立学校ICT活用推進協議会」からの情報提供、教員のスキルアップ及び事例提供を目的とした新たな研修、講座等の開催等について、協議する必要がある。



将来的には、各学校において、ICTの活用をテーマとした校内研究やICT活用を推進するためのチームを立ち上げるなど、各学校が主体的に進めていくための体制づくりへの支援が必要である。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、「GIGAスクール構想の実現」に基づいたハード面の整備においては、当初の計画を前倒して取り組み、国が示した標準仕様書に基づき、大きな遅延なく円滑に遂行できていることに評価をいただいた。

また、「スタンダードな学校ICT環境を整備し、公正に個別最適化され、AIに代替されない創造性を育む場の実現」が目的であり、学校現場で活用力を高めるためには、ソフト面での整備や取組が重要であるとの意見をいただいた上で、「高知市立学校ICT活用推進協議会」の設置に関して、産学官の連携を基に、ICT機器などの活用による新たな学びのスタイルの構築や、ICTを活用した効果的な教育実践の推進や各学校、各教員へのきめ細やかな支援や情報提供を進め、ICTの活用による新しいスタイルを提案していくことが期待できるとの評価をいただき、「GIGAスクール構想の実現」の目的でもある「教員のICT活用指導力の向上・情報モラル教育・情報教育の充実」を図っていく上で、重要な役割を果たすものであるとの意見をいただいた。

以下、いただいた7つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① ICT活用に積極的な教員による推進とICTが苦手な教員に使用しても
らう取組への対応

【提言①に対応する取組】

ICTを活用した教育活動が、学校全体として、日常的に実践できることが重要であることから、将来的には、各学校において、ICTの活用をテーマとした校内研究の実施やICT活用を推進するためのチームを立ち上げるなど、各学校が主体的に進めていくための体制づくりが必要であることから、そのきっかけづくりとして、例えば、ICTの活用を得意とする若手教員と、ベテラン教員が協議する中で、お互いの資質・能力の向上につながる相乗効果が期待できる。

また、高知市教育委員会が主催する様々な研修等の中で、ICTを利用する場面を組み込んでいくこととする。

さらに、「高知市立学校ICT活用推進協議会」からの情報提供、教員のスキルアップ及び事例提供を目的とした新たな研修、講座等の開催等を通じて、高知市教育委員会からの支援を進める。

提言② 日常的な場面でのICT機器の利用による効果の実感とICTを活用す
ることで初めて可能となる新しい授業の創造

【提言②に対応する取組】

「新しい授業の創造」のためには、教員が日常的にICT機器を利用しながら、ICTを活用した効果的な学習活動の在り方を探究していく姿勢が重要である。

ICT機器の操作は、携帯電話や自動車の運転等の操作の習慣化と同様であり、授業以外の、日常の様々な学校生活の場面で、継続して活用していくことが「新しい授業の創造」につながる基礎となるものと捉えている。

例えば、電子黒板を授業以外の学校生活で、常時活用する具体的な事例として、

- (1) 朝の始業前に、学級担任からのメッセージや伝達事項を提示しておく。
- (2) ホームルームで、担任からの話をする際、新聞記事や写真、動画等を提示する。
- (3) 給食の配膳（盛り付け）を実物の献立で提示しておく。

等が考えられる。

さらに、特別支援教育におけるICTの活用においては、障害のある児童生徒への支援において大きな効果を発揮するものであり、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導として、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことに併せて、情報手段や教材・教具の活用を図ることが重要であることから、特別支援教育におけるICTを活用した指導内容や指導方法の工夫について、教育研究所や特別支援学校とも連携し、協議していく。

提言③ ICT機器の活用による子どもたちへの学びの保障の新しい形の形成

【提言③に対応する取組】

情報活用能力が、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、学習の基盤となる資質・能力であり、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が重要である。

また、単にICT機器を導入することにより、教科等の指導が充実するわけではなく、ICTとこれまで築き上げてきた教育実践や研究との最適な組合せによる教育活動のスタンダード化に向けた提案や取組を進める。

例えば、児童生徒のタブレット端末を利用した個別学習では、児童生徒一人一人の理解度に応じて学習を進めることができ、学習状況を教員が随時確認しながら、適切な支援を行うことができる。

また、高知県教育委員会では、児童生徒一人一人の理解に合わせて、段階的に学習を進めるための教材提供及び学習定着を把握し、学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「高知県版学習プラットフォーム」を構築することとしており、これにより、児童生徒一人一人の強みを伸ばし、つまづきをサポートする個別指導や児童生徒の理解度に応じた個別学習を進めることが可能となる。

さらに、調べ学習においては、課題や目的に応じて、インターネットを利用し、必要とする記事や動画等の様々な情報を主体的に収集、整理、分析していくことにより、児童生徒が興味関心を持ちながら、学習を深めることが期待される。

なお、調べ学習等、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面において、情報モラルの視点での確認が必要である。

プログラミング教育を実践しているある学校では、ゲーム感覚も取り入れたドローンの操作によるプログラミング教育が実践されており、興味関心を持たせるだけでなく、探究心を持たせ、達成感や新たな気づきを導き出す学習効果にもつながっており、このような事例を新たな取組として広げていきたい。

提言④ 統合型校務支援システム等との連動により家庭・地域との情報のやりとりの効率化をはかり、働き方改革にも資するものとする。

【提言④に対応する取組】

令和2年度から本格運用を開始した「統合型校務支援システム」は、主に児童生徒に係る校務処理及び事務処理に関する機能が搭載され、これまで手書きや紙ベースで行ってきた処理が電子化され、業務負担軽減が進んでいる。

本年12月、新たに「学校家庭連絡システム」を導入し、臨時休業のお知らせ等、緊急時における保護者への連絡が、高知県教育委員会から発信可能となるシステムの運用が始まる。

このシステムの活用により、これまでのような各学校における、印刷業務や電

話連絡等の負担が縮減するとともに、情報発信のタイムロスをなくすことが可能となる。

例えば、各種の便りや通信、懇談会等の案内、部活動ごとの連絡等、これまで紙ベースで発行してきたものについて、電子化しての送信が可能となる。

あわせて、懇談会等の日程調整やアンケートにおいては、保護者からの回答の集計が短時間で可能となり、学校における業務改善及び働き方改革につながるものと期待される。

提言⑤ コロナ禍での学習スタイルの見直しに対するソフト面への具体的取組

【提言⑤に対応する取組】

新型コロナウイルス感染症対策や災害発生等により、緊急時に臨時休業となった場合において、子どもたちの学びを止めないことは重要であることから、タブレット端末を活用した家庭学習の実施に向け、準備を進めているところである。

家庭学習における、オンライン授業や授業動画のデマンド型配信について、検討を進めるに当たって、家庭のWi-Fiなどの通信環境の有無が大きな課題であることから、本市においては、学習教材や授業動画等のコンテンツを収めたSDカードをタブレット端末に装備することで、Wi-Fi環境の有無にとらわれることなく、全ての児童生徒に等しく、臨時休業等の緊急時における家庭学習を支援していく。

提言⑥ 事業のねらいと方策について、学校と共有化を図ることの必要性

【提言⑥に対応する取組】

「GIGAスクール構想の実現」等に関する目標や取組内容を含め、ICT環境の整備や「高知市立学校ICT活用推進協議会」の設置について、校長会を通じての依頼や報告とともに、教育研究所から発刊されている、所報「研究」令和2年度8月号において、情報発信を行ってきたところである。

今後、ICT環境整備後における、ICTを活用した教育活動の実践状況や事例を、例えば「高知市立学校ICT活用推進協議会」等が収集し、状況によっては、対応の協議を踏まえ、校長会等を通じて学校へフィードバックしていくことを検討する。

提言⑦ 課題対応への横の連携の必要性

【提言⑦に対応する取組】

「高知市立学校ICT活用推進協議会」の構成委員には、ハード面の整備を進

める教育環境支援課，学力向上及び教育課程，授業づくり等に関する取組を所管する学校教育課，教職員の研修，特別支援教育，不登校対策等を所管する教育研究所の三つの所課の指導主事があり，ICTの活用において，各所課が抱える課題や必要性に対し，三つの所課の連携・協働の体制により，諸課題の解決に向けた取組を進める。

現在，高知市教育委員会で令和3年度に向けて「機構改革」の準備を進めており，その中で様々な課題に対応することのできる組織体制についても検討していく。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象取組： G I G Aスクール構想推進事業 】

事業名	G I G Aスクール構想推進事業		担当課	教育環境支援課
1 事業の目的 ・概要等	【事業の目的】 高速大容量の通信ネットワーク整備及び児童生徒一人1台のタブレット端末の整備、電子黒板等のICTの活用により、新しい学びのスタイルを創り出す。			
	【事業の概要】 1 ハード面の整備 高速大容量の通信ネットワーク整備及び児童生徒一人1台のタブレット端末を整備する。 2 活用推進に向けた支援体制や研修等の充実 これまで実施してきた情報教育に関する研修に加え、新たに、デジタル教科書や電子黒板の活用のみならず、児童生徒一人1台のタブレット端末の活用に関する研修や、担当指導主事、支援員等による各学校への出前研修等を行う。 3 「高知市立学校ICT活用推進協議会」の設置 産学官連携による協議会を新たに設置し、教育環境支援課、学校教育課、教育研究所の連携を密にしながら、複数の民間企業及び学識経験者も交え、ICTの活用による新しい学びのスタイルを提案するとともに、様々な事例や情報を発信する。			
	【達成すべきレベル】 1 高速大容量の通信ネットワーク整備については、令和2年度中に完了する。児童生徒一人1台並びに教員用及び事務局職員（指導主事）用のタブレット端末については、令和2年度中に14,271台を整備し、残りの整備については、令和3年6月末までに完了する。 2 「高知市立学校ICT活用推進協議会」を令和2年度中に5回程度開催し、令和2年度末までに、(仮称)「高知市立学校ICT活用事例集」を発行するとともにホームページ上で公開する。			
2 成果	1 令和2年3月から国の補助金申請を進め、議会の予算承認を得た。 (1) 高速大容量通信ネットワーク整備は、短期間の中でプロポーザル方式により業者を選定し、契約した。 (2) 児童生徒一人1台のタブレット端末整備は、3月と5月の補正予算で確保した14,271台について8月議会で承認を得て、購入が確定した。 2 「第1回高知市立学校ICT活用推進協議会」を令和2年7月30日に開催し、今後の方針と意義を確認した。			
3 課題等	1 高速大容量通信ネットワーク整備の進捗状況を、委託業者と定期的に確認しながら、令和2年度に整備が完了するよう進捗管理を進める必要がある。 2 児童生徒一人1台タブレット端末の整備は、予算確保の時期が異なることから、2回に分けての契約となったため、導入する端末の機種をそろえ、端末の動作確認までを含めて令和3年6月末までに完了させ、学校で使いやすい環境を整える必要がある。 3 ICT機器の操作や授業等への活用を苦手とする教員がいる中で、学校全体としての取組が進まない現状もあることから、ICT活用指導力を高めるために、教員の育成や幅広い支援が急務である。			
4 今後の取組	1 整備されたネットワークやタブレット端末の活用による教育活動が、支障なく、常に安定した状況で行われているか等の状況を把握し、機器の更新等を含め、ICT環境の維持管理に努める。 2 令和3年度の早期に、ICT環境が全て整うことから、ICTを活用した教育活動が日常的に実践できるようにするため、「高知市立学校ICT活用推進協議会」からの情報提供、教員のスキルアップ及び事例提供を目的とした新たな研修、講座等の開催等について、協議する必要がある。 将来的には、各学校において、ICTの活用をテーマとした校内研究やICT活用を推進するためのチームを立ち上げるなど、各学校が主体的に進めていくための体制づくりへの支援が必要である。			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	「G I G Aスクール構想推進事業」におけるハード面の整備は、令和2年度に始まり、令和3年6月末までの完了を目指し、各整備業者、納入業者との進捗管理等の会議を開催し、順調に整備されている。 また、整備後の学校現場におけるICT活用を推進するため、「高知市立学校ICT活用推進協議会」において産学官の連携の下、具体的な検討を進める体制づくりができた。
	B	a		
(参考) 本事業の 評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

■ 点検・評価委員からの意見等

学力向上対策

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市における学力対策に関しては、平成29年度からの「学力向上アクティブ・プラン」（4年計画）に基づいた取組の最終年度に当たっており、その取組の経過と課題の検証が求められている。

今年度においては、「学力向上推進室」の規模を維持するとともに、学級経営や教科指導に対する指導助言（平成30年度）、校内のOJTを含んだ指導助言活動を追加（平成31年度）に加えて、さらに、学校組織（メンターチーム・教科会）を含んだ指導助言への拡充と、よりきめの細かい学校支援策となっている。県版の学力調査の結果の分析などからは、こうした取組の成果も確認することができ、今後の継続と充実が望まれるものとなっているといえよう。

今年度のはじめは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、計画に従った学校訪問が可能ではなかったが、後半期には感染拡大防止策を講じた上での訪問が充実してきている。

一方で、児童生徒の学力水準は、小学校に関しては全国的にも高い学力水準となっているが、ごく近年において若干の伸び悩みが見られるようになってきており、また、中学校については、学力水準の向上は全国でも飛び抜けたものとなっており、現状においても続いているが、全国平均までもう少しのところとなっている。

以上の事から、本事業の方向性は正しいものであり高く評価をすることができ、担当課の「a」の評価は了解できるものである。また、事業の達成度に関しての担当課の「B」評価に関しても、達成すべきレベルとして設定していた数値実績（高知市全体の全国学力学習状況調査の全国平均比の正答率）に照らして、妥当な評価であると考えられる。

- 学力向上対策は、アクティブ・プランをベースに推進されており、その方策としての三つのアクティブ（①各事業のPDCAサイクルの見直し改善を図る、②各校の状況分析と必要な手立ての提案、③新学習指導要領の理解と教育課程の編成）は、指導を行う上で必須内容であると捉える。

特に学力向上推進室は、「授業力改善等教員への指導助言」、「学校経営への支援」に重点を置いた取組をしており、学力向上への中心的な役目を果たしていると判断する。

このことは、コロナ禍での学校休業期間を除いた学校訪問回数、校内研修・授業研修時の訪問要請、授業づくり講座レポートの取組、講座レポートの他校への指導活用からも判断できる。

また、学校全体での改善評価は、数値で明確に表すことは難しいが、指導に関わった個々の教員には、意識変革・授業力の向上がなされていると認識する。

学力向上のためには、今年が最終年度である「アクティブ・プラン」の継続と学力向上対策の主力である「学力向上推進室」の取組が重要であると判断する。

所管課の事業の達成度は、達成度「B」、方向性「a」となっているが、評価については同様である。

学力向上対策が、基本方針である「自ら学び、学びの楽しさを共有できる力の育成」につながっていくことを期待する。

2 改善点等の提言

- 「学力向上アクティブ・プラン」（4年計画）の最終年度ということもあり、是非、当該プランの成果の蓄積を進めてもらいたい。特に、「学力向上推進室」の活動から得られた各学校の特徴（長所と課題）・効果的な取組事例・十分に機能しなかった取組事例とその理由、室長や主事による活動において学校に依存せず効果的だった活動や十分に機能しなかった助言の仕方、達成すべきレベル（特に、全国学力学習状況調査における児童生徒の学力水準）に達成できた原因と未達成となった原因の分析結果などをデータベース化することが重要と考えられる。

こうした、データベース内の情報を共有するとともに、データの分析を通じた各学校の現状と課題に対応した戦略的な学校支援策の形成と実施を行っていくことが必要とされると思われる。

- 学力向上アクティブ・プランで示されている、一人一人の教員の力量向上にとどまらない、学校の研修改革や学校における組織的な授業開発のための仕組み等の形成支援などの、学校組織全体を対象とした支援の提供という方向は正しいと思われる。学校の改革力は、学校の組織的な力量によることが大きいため、効果的な学校経営計画の策定や学力向上に対する組織的な活動が重要となる。

今後は、前記したデータベースやその分析から得られた知見に基づく、各学校の置かれた状況と特徴に応じた効果的できめ細やかな支援、例えば、組織としての力量を向上できるような校内研の運営と充実に資する支援、校内研の研究推進に関わる分掌組織の運営と活用のための支援、研究主任への支援、授業改善・学力向上に関する学校経営計画の作成と運用に関する校長への支援などの拡充が必要と思われる。

- 学習の定着度を「見える化」していくことは大切である。全国学力・学習状況調査では、平均値で捉えて定着状況を判断することが主流になっているが、平均値は個人の数値が大きく影響する。

その点「標準偏差」は、点数のばらつきが見え比較的容易に算出も可能であると捉える。平均値とはまた違った観点から分析することへの検討が必要ではないか。

- 事業の主旨について、全ての学校と共通理解を図ることが必要でないか。

不登校対策

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 不登校児童生徒への支援や学校の取組への支援の提供は、平成30年度より出現率が

高まっている小学校においては特に重要である。また、出現率の低下がなかなか達成できずにいる中学校においても重要な取組であることは間違いない。特に、中学校や中学生に対する支援は、義務教育修了後の進路や進路保障、学習保障に大きな影響を与える時期であることから、こちらも必須で取り組まなければならない課題であることは明らかである。

高知市教育委員会では、そうした不登校への対策として、各学校の不登校支援担当者に対する助言・指導を目的とした不登校支援担当者会と連絡会の実施、及び、教育支援センターを通じた保護者からの不登校に対する相談業務と受け入れた不登校児童生徒に対する支援スタッフによる指導・助言を通じた進路保障とを行っている。

不登校対応が、学校全体の組織的な取組として実施されることによってより効果的になることを考えた際、前者の取組は、コーディネーターとして各学校における組織的な取組の中核となる不登校支援担当者が、業務の不安の解消や効果的な実施のための知見を得られることにつながり、積極的に、組織的な不登校対策を各学校で行うことの支援につながるものとして大きく評価できるものであると考えられる。

後者に関しては、先に述べたように、中学校という時期は義務教育の最終段階であり、生徒の将来的な学びや進路の保障に大きな影響を与える時期であることを考えると、そこでの進路の保障や学びの提供は、学習権保障のための重要な取組であると思われる。

また、各事業の達成度については、7月現在において新規の長期欠席者の発現率が、小学校など0.08%、中学校など0.36%（昨年度12月末で小学校など0.55%、中学校など1.77%）と低下しており、小中学校合わせた6、7月の10日以上欠席者は498名（昨年度537名）と昨年度よりも減少していることから、担当課による事業の方向性の評価と達成度に対する評価は極めて妥当なものであり、課題を改善しつつ今後も強力に取り組んでいくことが求められる事業であると考えられる。

- 不登校の要因や背景は、複合化・多様化傾向にあり、児童生徒個々のきっかけは様々で特定が難しいケースが増える傾向にある。対象児童生徒には、個々に寄り添った関わりが重要と捉える。

国の指針では、「子どもの態様に応じたきめ細かい支援」、「児童生徒の状態や必要としている支援を見極め、適切な支援と多様な学習の場の提供」、「学校と家庭、関係機関の連携」、「保護者への支援」が求められている。

このことと相まって、本事業を見たとき、「不登校を生じさせない学校づくり」に向けては、Q-Uやあったかアンケート活用に取り組がなされている。

「登校が安定しない児童生徒への取組」では、校内支援委員会の運用、SC・SSWを含めた「チーム学校（組織的な支援体制の構築）」への取組が、家庭支援のためには、スクールソーシャルワーカー派遣への取組が行われている。

国の指針を踏まえ、本市児童生徒の実態を加味した事業が展開されていることを評価する。

長期欠席者数が抑制されていることにもその成果が表れている。

- 新たに設置された「教育支援センター」は、①経験豊富な人材の配置がなされていること、②将来の社会的自立に向けた支援のため「心の問題」と併せて「進路の問

題」として捉え、生徒及び保護者への高等学校説明会の実施などに取り組んでいること、③教育支援センター設置理解のために、リーフレットの作成・関係機関への配布に取り組んでいること、④学習支援のための個別指導への取組等、教育支援センターが設置されて間がない中で、このように推進されていることは評価できる。

所管課の事業の達成度は、達成度「B」、方向性「a」となっているが、評価については同様である。

今後の継続した取組に、その成果を期待したい。

2 改善点等の提言

- 不登校児童生徒への支援の目的は、児童生徒が将来的に自立して社会参画できるための学習機会の提供にあると考えられる。特に、学習の遅れや進路の選択において十分な機会が得られなくなってしまう、結果として社会的自立が難しくなる事への対策を十分に立てる必要がある。

高知市教育委員会の取組は、上記のような不登校支援の基本的な部分に十分に対応したものとなっているが、その上で、学校教育活動の改善や保護者との更なる連携などを進めて欲しいと考える。

例えば、不登校児童生徒への手厚い支援に加えて、学力対策事業と連携した魅力ある学校づくりや不登校児童生徒の一人一人の状況に応じた支援や学習環境の整備が可能となると考えられるICTを活用した学習支援等の充実を行うことなどが考えられる。

全ての子どもが分かる授業づくりや全ての子どもが学習活動に参加できる授業づくりを行うことなども、不登校支援となるだろう。

- 個別指導を行っている児童生徒数は、通所児童生徒を大きく上回っており、進路保障の観点から、指導室数・人員等の条件整備への検討が必要と思われる。
- これまでも優れた資料を発行しており、掘り起こして活用することを検討してはどうか。
- コロナ禍にあって、家庭で過ごす時間が増えたことによる、不登校が増えていくことが懸念される。学校と連携した対応策への検討が必要と考える。

G I G Aスクール構想推進事業

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 教育の情報化の推進のためには、ネットワーク・通信環境の整備といったハード面とそれらハードを活用し、実際の学級活動や学習指導の場面で十分に活用できるだけのソフトウェアや教員の技術、活用のための手引書や先進事例の紹介、あるいは、それら全体にかかる支援体制等の大きな意味でのソフトウェアの整備が要となる。

高知市教育委員会の取組では、ハードウェアに関しては、高速大容量の通信ネット

ワークの整備と児童生徒一人1台のタブレット端末の整備、1教室に1台の電子黒板の整備が進められている。

ソフトウェアに関しては、「高知市立学校ICT活用推進協議会」を立ち上げ、産学官の連携を基に、ICT機器などの活用による新たな学びのスタイルの構築や、その中で、ICTを活用した効果的な教育実践の推進や各学校や各教員へのきめ細やかな支援提供の構築を進めている。

これらの事からすると、担当課による事業の方向性の評価と達成度に対する評価は極めて妥当なものであり、強力に事業の推進を図っていただきたいと考える。

- 「GIGAスクール構想」に基づき、ハード面への整備（①校内通信ネットワークの整備、校内LAN整備、電源キャビネット整備、②児童生徒一人1台端末整備）は、当初より計画を前倒しての取組となったが、大きな遅延なく円滑に遂行できたと判断する。

特に、整備に当たっては、「国提示の標準仕様書に基づき、都道府県単位を基本とした調達計画や高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内LAN整備」が求められており、条件を満たしながらの整備ができたことは評価できる。

「高知市立学校ICT活用推進協議会」の設置については、GIGAスクール構想の目的である「教員のICT活用指導力の向上・情報モラル教育・情報教育の充実」を図っていく上で、重要な役割を果たすと捉える。

当該協議会の構成は、産学官連携で推進できる構成となっており、ICTの活用による新しいスタイルを提案していくことが期待できる。

ハード面の整備の目的は、「スタンダードな学校ICT環境を整備し、公正に個別最適化され、AIに代替されない創造性を育む場の実現」であり、学校現場で活用力を高めるためには、今後の取組が重要であると捉える。

所管課の事業の達成度は、達成度「B」、方向性「a」となっているが、評価については同様である。

2 改善点等の提言

- GIGAスクール構想推進事業に関しては、現在の計画に従って強力に推進してもらいたいと考えている。その中で、個々の学校や個々の教員は、ICTにうまく対応できる教員とそうではない教員、ICTを活用しやすい教科やそうではない教科など多様な状況が存在している。こうした点に対応しつつ、ICT活用に積極的な教員による推進とICTが苦手な教員に使用してもらう取組とを平行しつつ、また、日常的な場面でのICT機器の利用による効果の実感とICTを活用することで初めて可能となる新しい授業の創造も平行しつつ積極的な新しい教育を展開してもらいたい。

そうした取組を通じて、学級内における多様な児童生徒のそれぞれの学習ニーズに合わせた個別最適化された学びの提供、特別な支援を要する児童生徒に対する効果的な学習指導の形成、不登校児童生徒に対する学習の保障などの広範な部分でICT機器を活用し、それら全体として子どもたちへの学びの保障の新しい形を目指してもらいたい。

それと併せて、整備が進んだ統合型校務支援システムなどの活用と連動させ、家庭・地域との情報のやり取りの効率化などを図り、働き方改革にも資するものとしてほしいと考える。

- 国の動向等を踏まえたとき、本来のGIGAスクール構想に加えて、コロナ禍での学習スタイルの見直しが加速化している。ソフト面への具体的取組が急がれると判断する。
 - ・ 教員のICT活用指導力の向上や指導体制の在り方（教員スキル向上計画）
 - ・ 先端技術の活用等を踏まえた年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方
 - ・ デジタル教科書の活用促進（新学習指導要領とセットで）
 - ・ 情報モラル教育
 - ・ ICT支援員など、企業等の多様な外部人材の活用についての検討

全般を通して改善点等の提言

学校への事業説明（周知）の方法について

- 事業のねらいと方策について、学校との共有化がいかに行き届いているかが成否に影響すると捉えるが、実態はどうか。

学校との共有度、歩調を合わせることへの手立てが重要である。

 - ・ 事業の主旨・方針は、どの程度学校に理解されているか。
 - ・ 学校への事業説明や浸透するための方策（周知）について振り返りが必要でないか。（学校と乖離しないための手立て）

課題対応への横の連携の必要性について

- 三つの事業の共通課題は、「授業力（授業構成、実践能力、児童理解）」が挙げられる。一層の成果につなげるためには、三つの所管部署が連動した指導方針を持つことについて検討が必要ではないか。
- コロナ禍にあって、これまでの教育活動は、根幹から見直しを余儀なくされている。

学校では「3密回避」、「対面での活動」、「声を出しての活動」等制限がされ（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省））、ソーシャルディスタンスを保ちながら教育活動に取り組んでおり、その対策が迫られている。

対策課題は、教育活動全般に渡っており、各所管部署が個別に学校に発信すると、受け取る側の学校が、飽和状態・消化不良になることを懸念する。

事務局内に総合的・横断的に調整する機能や仕組み、シンクタンクの機能が必要と捉えるが、検討が必要でないか。

■ おわりに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価は、平成20年度からスタートし、本年度で13年目となりました。

本年度点検・評価対象とした3項目につきましては、事務の在り方や今後の方向性について検討・分析し、さらに、点検・評価委員から貴重なご意見をいただきながら、本年度も点検・評価を行うことができました。

この3項目につきましては、それぞれPDC Aの業務サイクルに沿った取組が進められているものと考えております。

今後も、事業の目的に沿った取組を進めてまいります。

また、点検・評価が、学校現場の教職員や教育委員会事務局・教育機関の職員の意欲の向上につながり、そして子どもや保護者の方々にも納得いただける評価となるよう、引き続き評価の在り方について検討してまいりたいと考えております。

令和2年度教育委員会の
事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価結果報告書

高知市教育委員会